

憂道不憂貧

日本病院薬剤師会常務理事
東北大学病院教授・薬剤部長
眞野 成康 Nariyasu MANO



小生の部屋に『憂道不憂貧』と書かれた色紙がある。この部屋の歴代の使用者が大切に保管してきたもので、偶然にも小生の恩師の恩師である石館守三東京大学名誉教授の達筆である。元来無学な小生にはさっぱり意味がわからないため、ただ部屋に飾って眺めていたが、最近ひょんなことからネットで調べる機会があった。論語にある言葉で「道を憂えて貧しきを憂えず」と読むらしく、自分の信念をもつこと、ぶれないことが大切、ということらしい。今の職に就いてからすでに12年が経ってしまったが、この間果たしてぶれないでいられただろうか、と反省しきりである。

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長から発出された「調剤業務のあり方について（平成31年4月2日付薬生総発0402第1号）」では、薬剤師以外の者に実施させることが可能な業務の基本的考え方について、これまで発出された通知等の記載内容が1通の通知に整理された。これを受けて本会に「病院診療所薬剤師業務のあり方に関する検討会」が設置され、本通知に対する本会の考え方の整理等を目的に数回の検討会が開催され、令和元年7月11日に会長宛の答申書が提出された。答申書には、「本通知における調剤に関する一連の業務は、本来すべて薬剤師が実施するものであるが、医療の進歩に伴って薬剤師が行う臨床業務を充実させることを前提として、薬剤師の責任のもと、医療安全等に十分配慮し、検証と再現ができる形で、調剤業務の一部を、やむを得ず薬剤師以外の者に補助させることは可能である」と記載されている。各薬剤部門の長におかれましては、上記の文章を参考にご自身の施設ではどうあるべきか、ぶれずに熟慮願いたい。

医療政策部では、各都道府県病院薬剤師会、各病院団体、並びに各部会、各常置委員会から提出された診療報酬改定要望事項を重点要望事項6項目および一般要望事項12項目にまとめた。これまで、関連する各種団体等と意見交換しながら厚生労働省とも協同しつつ、各要望事項の実現に向けて鋭意努力している。中央社会保険医療協議会では令和2年度の診療報酬改定に向けた議論が本格化している。こうした動きを注視する一方で、薬剤師の本来あるべき姿を念頭に薬物療法の適正化と質の向上を目指して積極的に業務展開し、着々とエビデンスを蓄積しつつ、患者のquality of life (QOL) 向上に努めていきたい。

我々薬剤師を取り巻く環境は激変している。12年前も同じように言われていたが相変わらずである。少子高齢化やAIなどの技術革新の急激な波が押し寄せていることを考え合わせると、おそらく今後もそうした環境の激変は避けられるものではないだろう。そればかりか、医師の働き方改革の推進も相まってタスクシフティングに関する病院薬剤師への期待はますます大きくなっている。そしてこのような状況であるからこそ、「憂道不憂貧」に込められた孔子の教えを学びつつ、何事にもぶれずにあたりたいものである。